

第3回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和8年3月16日（月）

場 所 市役所4階 401大集会室

議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（申請件数 1件）

議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について（申請件数 1件）

議案第3号 都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について（申請件数 2件）

議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について（申請件数 3件）

議案第5号 武蔵村山市情報セキュリティポリシー及び対策基準の改定（案）の承認について

報告第1号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について（申請件数 3件）

応召委員（13名）

1 番	荻野 光徳	2 番	乙幡 昇治
3 番	峰岸 豊	4 番	山田 伸一
5 番	比留間 望	6 番	宮崎 義憲
7 番	比留間孝明	8 番	大口 貴司
9 番	高橋 文雄	10 番	内野 一彦
11 番	中村眞由美	12 番	川口 広敏
13 番	加藤 武		

職務のために出席した者（事務局）

事務局 長	池谷 正太郎
事務局次長	井上 ひとえ
事務局	川島 一利

午後3時58分開会

議長
(加藤 武君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第3回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は全員でございます。武蔵村山市農業委員会総

	会に関する規則第 6 条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。 それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。
委 員	異議なし。
議 長 (加藤 武君)	異議なしと認め、3 番峰岸豊委員と 9 番高橋文雄委員以上 2 名の方をお願いいたします。 それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、1 件あります。 事務局より説明いたさせます。
事 務 局 (井上ひとえ君)	それでは、説明いたします。 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、1 件申請がありました。 譲渡人、譲受人及び土地の所在地、地積については記載のとおりで地目は畑で、権利の種類は所有権移転でございます。 譲受人は、本市の認定新規就農者として農業経営を行っている方で、特に問題はないものと考えております。 以上でございます。
議 長 (加藤 武君)	ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。 それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。
6 番 (宮崎 義憲君)	本日午後 2 時から土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、1 件あります。 申請番号 1 番の農地でございますが、①は作付け準備中でした。 現地は、適正に管理されており問題はないようでした。 また、譲受人については、本市の認定新規就農者の方で、特に問題はないかと思われま

議長
(加藤 武君)

以上のことから、議案第 1 号につきましては、承認してよろしいのではないかと思います。

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

それでは、私から報告いたします。

申請番号 1 番の申請地につきまして、現地を確認しております。現地は適正に管理されており、特に問題はないと思われますので、よろしくお願いいたします。

他にございませんか。

御意見等ないようですので、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」は、承認をしたいと思います。

御異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

ありがとうございます。それでは議案第 1 号につきましては、承認することといたします。

次に、議案第 2 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1 件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

議案第 2 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、1 件申請がございました。

申請番号 1 番、申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、令和 8 年 1 月 4 日、申請者の父の死亡により、生産緑地法第 10 条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものでございます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。

それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。

6 番
(宮崎 義憲君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第2号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、川口委員。

12 番
(川口 広敏君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に問題はありませんので、よろしくお願いします。

議長
(加藤 武君)

他に、ございませんか。

御意見等ないようですので、議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第2号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第3号「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について」、2件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

議案第3号、「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について」、2件申請がございました。

本件は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年6月27日法律第68号）第4条の規定に基づき、事業計画の認定を行うものでございます。

議長
(加藤 武君)

6番
(宮崎 義憲君)

申請番号1番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりとなります。権利の種類は使用貸借権の設定を行うもので、設定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

なお、本事業計画の内容につきましては、議案資料に記載のとおりで、同法第4条第3項に規定される認定の要件を満たしていることを申し添えます。

申請番号2番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりとなります。権利の種類は使用貸借権の設定を行うもので、設定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

なお、本事業計画の内容につきましては、議案資料に記載のとおりで、同法第4条第3項に規定される認定の要件を満たしていることを申し添えます。

以上でございます。

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。

それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。

先ほど土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第3号「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について」、2件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①、②は作付け準備中、③はネギが栽培され、一部作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

1番の申請人については、4月から本市の認定新規就農者になる方で、問題はないかと思われます。

申請番号2番の農地でございますが、①から⑤まで作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

2番の申請人については、農業の専門的な学校で学んだ方で、問題はないかと思われます。

以上のことから、議案第3号につきましては、承認してよろしいかと思います。

議長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、高橋委員。

9番
(高橋 文雄君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に問題はありませんので、よろしくお願いします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

はい、山田委員。

4番
(山田 伸一君)

2番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に問題はありませんので、よろしくお願いします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

御意見等ないようですので、議案第3号「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について」は、承認をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは、議案第3号につきましては、承認することといたします。

次に、議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」、3件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

議案第4号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について、東京都農地中間管理機構である一般社団法人東京都農業会議から、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画策定の協力依頼が3件ございました。

申請番号1番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和8年5月1日から令和18年4月30日までの10年間でございます。

議長
(加藤 武君)

6番
(宮崎 義憲君)

権利の種類は、賃貸借権の設定になります。

なお、利用権の設定を受ける者については、本市の認定農業者の方になります。

申請番号2番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和8年5月1日から令和18年4月30日までの10年間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。

なお、利用権の設定を受ける者については、本市の認定農業者の方になります。

申請番号3番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和8年5月1日から令和11年4月30日までの3年間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。

なお、利用権の設定を受ける者については、本市の認定農業者の方になります。

以上でございます。

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。

なお、比留間望委員におかれましては、議案第4号の申請番号2番の審議につきましては、比留間望委員本人に関する事項になりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、発言をお控えくださいますようお願いいたします。

それでは宮崎部会長、よろしく願いいたします。

先ほど土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」、3件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①は、作付け準備中でした。

議 長
(加藤 武君)

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。
1 番の申請人は、本市の認定農業者の方であり問題はないかと思われます。
申請番号 2 番の農地でございますが、①は、ネギが栽培され、一部作付け準備中でした。
現地は、適正に管理されており問題はないようでした。
2 番の申請人は、本市の認定農業者の方であり問題はないかと思われます。
申請番号 3 番の農地でございますが、①は、作付け準備中でした。
現地は、適正に管理されており問題はないようでした。
3 番の申請人は、本市の認定農業者の方であり問題はないかと思われます。
以上のことから、議案第 4 号につきましては、承認してよろしいかと思います。

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。
はい、川口委員。

1 2 番
(川口 広敏君)

申請番号 1 番の農地でございますが、現地を確認しております。適正に管理がされており、問題ないと思われますので、よろしくお願いします。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。
はい、大口委員。

8 番
(大口 貴司君)

申請番号 2 番の農地でございますが、現地を確認しております。適正に管理がされており、借用する方も長く農業経営を行っている方で、問題ないと思われますので、よろしくお願いします。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。
それでは、私から報告します、
申請番号 3 番の農地でございますが、現地を確認しております。適正に管理がされており、問題ないと思われますので、よろしくお願いします。

委員

議長
(加藤 武君)

事務局長
(池谷正太郎君)

他にございませんか。

御意見等ないようですので、議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」につきましては、承認をしたいと思います。

御異議ございませんか。

異議なし

ありがとうございました。それでは議案第4号につきましては、承認をすることといたします。

次に、議案第5号「武蔵村山市情報セキュリティポリシー及び対策基準の改定（案）の承認について」になります。事務局より説明いたさせます。

それでは御説明いたします。

はじめに、資料2につきましては、修正いたしましたので、机上に配布してあるものを参照してくださるようお願いいたします。

議案第5号武蔵村山市情報セキュリティポリシー及び対策基準の改定（案）の承認について」でございます。

改定（案）につきましては、農業委員会を含む各執行機関等において、決裁等により方針を決定する必要があることから、議案として諮るものでございます。

各資料でございますが、資料3から資料5につきましては、すでに配布してあることから、一部修正はありますが、説明は省略させていただき、後ほど御覧いただきたいと思います。

資料2の新旧対照表につきましては、国が示しているガイドラインに準拠しているので、細かい説明は省略させていただき、主な改正点について申し上げます。

2ページ目の「(1) 情報資産」は、項番4に規定していることから削除されております。

「4 適用範囲」に、対象の明確化のため、「(2) 適用を受ける者」が規定されました。

5ページ目の「(2) 情報資産の分類と管理」でございますが、対策基準での分類を細分化するには、基本方針で定義するため、規定するものでございます。

6ページ目の「(8) 業務委託と外部サービス（クラウドサー

ビス)の利用」につきましては、クラウドサービス利用の増加に対応するため、委託先に提供した情報の適切な保護のため、委託先に求めるべき考え方を追加したものでございます。

「(9) 評価・見直し」につきましては、常に変化するセキュリティリスクに対応するため、定期的又は必要に応じて点検等を行い、運用改善を図っている考えを明確にするものでございます。

7 ページ目の「8 情報セキュリティポリシーの見直し」につきましては、常に変化するセキュリティリスクに対応するため定期的又は必要に応じて点検結果等を踏まえ、見直していく考えを明確にするものでございます。

「9 対策基準と実施手順の策定」につきましては、非公開の対象に対策基準を追加するものでございます。

説明は、以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありました。

議案第5号「武蔵村山市情報セキュリティポリシー及び対策基準の改定(案)の承認について」、御意見等ございましたら伺います。

はい、比留間望委員。

5 番
(比留間 望君)

対策基準と実施手順が非公開となる理由を教えてください。

事務局長
(池谷正太郎君)

対策基準と実施手順につきましては、情報セキュリティを確保するために遵守すべき行為及び判断等、情報セキュリティ対策を行う上で具体的に必要となる内容であることから非公開となっております。

議長
(加藤 武君)

他にございますか。

御意見等ないようですので、議案第5号「武蔵村山市情報セキュリティポリシー及び対策基準の改定(案)の承認について」は、承認したいと思います。

御異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第5号につきましては、承認をすることといたします。

次に、報告第1号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、3件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

報告第1号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、3件ございます。

本件は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきましては、申請番号1番が住宅用地、申請番号2番、3番が分譲地でございます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、高橋委員。

9番
(高橋 文雄君)

申請番号1番の農地でございますが、現地を確認しております。特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

はい、大口委員。

8番
(大口 貴司君)

申請番号2番の農地でございますが、現地を確認しております。特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

それでは、私から報告いたします。

申請番号3番の農地でございますが、現地を確認しております。特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

他にございませんか。

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。
これ을もちまして、第3回總會を終了いたします。
大変お疲れ様でした。

午後4時27分 閉會

上記會議の顛末を記載し署名する。
令和8年3月16日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩